

平成20年度第1回長野県文化財保護審議会

平成20年9月4日(木)

開始15:00

終了15:55

県庁3階特別会議室

1 開 会

酒井文化財係長

お待たせいたしました。ただ今から、平成20年度第1回長野県文化財保護審議会を開会いたします。

私は、議事までの間進行いたします。文化財・生涯学習課文化財係長の酒井祐樹と申します。どうぞよろしく願います。

それでは始めに、山口長野県教育長からご挨拶申し上げます。

2 山口教育長あいさつ

委員の皆さんこんにちは。開会にあたりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、暑さも去らぬ中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃から県の文化財保護行政につきまして、格別のご支援とご協力を賜っておりますことに対し、この場をお借りして心より御礼を申し上げるところでございます。

さて、最近の本県における、新規の文化財指定状況につきまして、若干触れさせていただきます。

初めに、登録有形文化財ですが、国の文化審議会の答申を経て、7月8日付けで、長野市にある「信州大学教育学部書庫」が国の登録有形文化財として登録されました。これによりまして、本県の登録有形文化財は101箇所、335件となっております。

また、7月28日付けで、長野市松代町の「旧山寺常山氏庭園」を始め4箇所4件の庭園が、国の登録記念物として登録されております。なお、本県におきます記念物登録は、今回が初めてでございます。

次に、県の指定文化財でございますが、委員の皆様のご尽力をいただきまして、昨年度は、県宝4件、県天然記念物1件を指定いたしました。

また、本年度は、4月21日に「清水家文書」と「諏訪大社上社十五夜祭奉納相撲」を、それぞれ長野県宝、長野県無形民俗文化財に指定いたしました。

以上によりまして、県内の文化財指定件数は、1,065件となっております。

なお県では、昨年12月に「中期構想」を策定したわけですが、「生活を彩る文化芸術の振興」を主要施策の一つに据えております。

この施策のねらいとしては、「地域の文化的・歴史的資産の確実な継承を図る」こととしておりまして、県内の文化財指定件数を、平成18年度末の1,027件から、平成24年度末には1,100件とする目標を掲げました。

この件につきましては、また今後とも委員各位の格段のお力添えをお願いしたいと思
うわけですが、どうぞ宜しくお願いいたします。

さて、本日の指定案件でございますが、ご審議をお願いいたしますのは、箕輪町無量
寺の「観音菩薩立像、地蔵菩薩立像」と大鹿村福德寺の「木造薬師如来像、阿弥陀如来
像、光背台座残片」の県宝指定案件が2件、また、県有形民俗文化財案件としまして「南
相木村の山の神奉斎品」の1件でございます。

さらに、今回、新たに諮問を行います案件といたしまして、県宝2件、県無形民俗文
化財1件、県名勝・天然記念物1件でございます。

以上、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げまして、ごあいさつとさせて
いただきます。よろしく宜しくお願いいたします。

酒井文化財係長

続きまして、後藤長野県文化財保護審議会会長からご挨拶をお願いいたします。

3 後藤会長あいさつ

皆さんこんにちは。

先の国会で通称「歴史まちづくり法」という新しい法律が制定されまして、国土交通
省、農林水産省、文部科学省が文化財を核にして、歴史・文化を生かした基盤整備、様々
な保存活用施策を公共が主導しながら民間を応援しながらやっていく。そういう画期的
な法律ができました。

今日の部会でも話があがったのですが、これまでは、ややもすると開発部局が主導にな
ると、歴史文化の悪用であったり偽装的なものを作られてしまったりするところがあっ
たのですが、これからは歴史まちづくり法に基づいて市区町村が計画の主体となって、
歴史文化を司る教育委員会と開発部局が協力しながら整備をすすめていくという体制
が整ったわけであります。実際にはこの11月から施行のようですので、実は国の指定
や選定物件が核となるということで、長野県でも計画主体となりうる市町村はかなりた
くさんあると思いますので、その関係で県の指導の役割は益々重要になってきますし、
また文化庁による「歴史文化基本構想」の中でも市町村指定は勿論、県指定の文化財の
整理もすすめられ、また国の登録物件等に関しても、整備がすすめられるという状況が
ありますので、益々本審議会もそうですが、県の文化財の役割も大きくなっていくの
ではないかと思われま。

またそれに伴って文化庁では、文化財総合的把握モデル事業というもので、歴史文化
基本構想を市町村において作成してもらおうという取組を始めています。この事業は平成
20年度より、モデルとなる市町村を公募したわけですが、残念ながら長野県からは採
択となった市町村はなかったが、20件が採択され八月末に発表されております。長野
県はそういうモデルとなる事業はなかったのですが、歴史文化基本構想の中で、文化財
を総合的に把握することが重要な趣旨になっておりますし、今日専門会議でも、いろん
な文化財を台帳造りというか、改めて大事なものがどこにあるのかを調べていく。それ
がなければ総合的な歴史まちづくり法もうまく動かないわけで、そういうことに関して
県の事務局にもぜひ積極的に市町村と協力しながら整備活用が進められるように体制
を整えていただきたい。また我々審議委員の役割・協力も必要になってくると思われま

すので、ぜひ委員の皆様の御協力もよろしく申し上げます。

酒井文化財係長

ありがとうございました。ここで山口教育長は所要のため、退席させていただきますのでよろしくお願いいたします。

(教育長退席)

4 会議成立宣言

続きまして、本日の委員出席状況について申し上げます。
審議会委員15名中、本日は13名の出席でございます。

【出席委員】 会田進 浅倉有子 井原今朝男 桐原健 後藤治
武笠朗 矢島新 吉澤政己 倉石あつ子 亀山章
公文富士夫 中村雅彦 和田清

長野県文化財保護条例第42条第2項の規定によりまして、委員の過半数の出席をいただいておりますので、本日の会議の成立についてご報告申し上げます。

それでは議事に移ります。会議の議長につきましては、長野県文化財保護条例第42条第1項により、会長が議長となる旨規定されておりますので、議事の進行につきましては、後藤会長さんをお願いいたします。

5 議 事

後藤会長

それでは、私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進みますよう、委員各位の御協力を御願いたします。

(1) 議事録署名人の指名

後藤会長

初めに、本日の議事録署名人を指名いたします。井原委員、桐原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、審議会の傍聴者による会議の撮影、録音については、従来より、事前に皆様にお諮りしたうえで認めてきたところです。本日もこれを許可したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

後藤会長

ご異議ありませんので、傍聴者による会議の撮影及び録音についてこれを許可します。それでは、前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思います。

(2) 長野県宝の指定について

後藤会長

初めに、「観音菩薩立像、地蔵菩薩立像」について、ご審議をお願いします。
この案件につきましては、武笠委員、矢島委員から説明をお願いいたします。

武笠委員

それでは説明させていただきます。

まずは名称ですが、調査票 2 頁の 2 にございますように、木造観音菩薩立像、地蔵菩薩立像 2 軀ということにして頂きたいと思えます。よろしく申し上げます。
まず概要を御説明いたします。調査票の 6 の現状、3 頁の 7 の概観の項を御覧いただきたいと思えます。

箕輪町無量寺の木造観音菩薩立像、地蔵菩薩立像 2 軀でございます。

先ず観音菩薩立像ですが、像高 1 3 3 , 4 cm、左手に蓮華を執りまして右手をそれに添えるような形の立像でございます。これは曼荼羅に出る観音様の立像でございます。

地蔵菩薩立像は、像高 1 2 9 , 1 c m、宝珠と錫杖をとる一般的な姿のお地蔵様です。

いずれもヒノキと見られる材の一木割矧ぎ造りか寄木造りで、彩色仕上げとしております。一木割矧ぎ造りか寄木かは現状では判断出来ないところでございます。彩色及び光背台座は明らかに後世のものでございます。

両像は、無量寺の国指定重要文化財の阿弥陀如来坐像の脇侍菩薩として伝えられてきたもので、その大きさや作風からこの 2 体は一具同作、一時に同時に作られたという意味ですが、一具同作と認められます。その作風からおよそ平安時代後期の 1 2 世紀の制作とみられます。

中尊阿弥陀像と一具同作かどうかということについては、若干疑問があるわけですが、仮に阿弥陀像が先に作られていたとしても、1 2 世紀後半のある時期に阿弥陀三尊とすることを意図してこの 2 体がつくられたものと考えられます。

観音・地蔵を脇侍菩薩とする阿弥陀三尊はかなり珍しく、平安時代後期の 1 2 世紀後半ぐらいから若干事例が登場します。その数少ない事例として貴重です。

また両像は、おそらく当地での制作と思われませんが、1 2 世紀後半頃におけるいわゆる定朝様の作例として、出来映えもよく見応えがあります。

指定理由及び根拠は、4 頁の 8 をご覧下さい。

(1) 指定基準 第 1 長野県宝の指定基準 (1) 絵画及び彫刻の ア、イ、ウでございます。

指定理由は (2) を読み上げます。

無量寺の観音・地蔵菩薩立像は、阿弥陀如来坐像(国指定)とともに三尊として当寺阿弥陀堂に伝来した。いずれもヒノキと思われる材による割矧ぎ造りか寄木造りになる。両像はその作風から一具同作とみられ、事例の少ない観音・地蔵、ないしは観音・地蔵を脇侍とする阿弥陀三尊の遺例として図像的に貴重である。また、両像いずれも穏やかな面貌で丸みのある体つきをしており、衣文線も浅くなだらかで、平安後期の典型的な作風を示している。当地での造像とみられるが、その出来映えはよく見応えがある。中尊阿弥陀像はその像内墨書銘から藤原氏を中心とする多くの結縁者(当寺のある藤原庄

の有力者か)による造像と知られるが、この両像にも同様の制作事情が想定される。三尊揃って一族の氏寺の本尊とされたものであろう。

以上、両像は美術史的に貴重な作例で、かつ歴史遺産としてもその価値は高い。県宝に指定して保存をはかるべきものと思われる。以上でございます。

後藤会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

それでは私からお聞きします。現在の保管状況、公開状況はどうなっておりますか。

武笠委員

収蔵庫に納められており保管状況は国指定の作例の脇侍として置かれておりますので保存状態は大丈夫でございます。公開につきましては、お願いすると見せて頂ける状態になっております。

後藤会長

保管・公開共に問題はないということですね。

他に質問等ございますか。

井原委員

旧来は聖観音菩薩立像の名前でしたが、今回は、聖がとれて観音菩薩、地蔵菩薩に名前が変わって、これは阿弥陀三尊でセットであったらうということで、この説明ですと胎蔵界曼荼羅の聖観音の姿だということになっています。とすれば、天台系の浄土教の要素が強い仏像という理解でよいのでしょうか。

阿弥陀三尊の系統を教えてください。

武笠委員

この姿は結構珍しいもので、他に事例がないので何とも申し上げようがないのですが、おそらくそういうことになるのではないかと思います。

聖観音としてもよいのですが、井原先生が言われたように、阿弥陀三尊として作られたものであろうということで聖という字を取ったものでございます。

後藤会長

その他ご意見ご質問ございますか。

今の話はおそらく市町村は、この説明本文を読むだけでは、上手く伝わらないので、事務局からもお伝えいただければと思います。

それでは、ご質問ご意見がございませんようですので、本件を長野県宝に指定することが適当である旨、答申したいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

後藤会長

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

次に、「木造薬師如来像・阿弥陀如来像、附光背台座残片」について、ご審議をお願いします。

この案件につきまして、武笠委員に説明をお願いします。

武笠委員

引き続き御説明いたします。まず名称でございますが、調査票 8 頁 2 に載っている名称を、坐という字が抜けておりまして、木造薬師如来坐像・阿弥陀如来坐像となるよう「坐」という字を入れて下さい。

概要を説明させていただきます。

大鹿村の福德寺にあります、木造薬師如来坐像・阿弥陀如来坐像 2 軀及び附の木造光背台座残片一括でございます。

これらは、国指定の重要文化財であります福德寺本堂、これは薬師堂ですが、その本尊として安置されております。

まず、薬師・阿弥陀の両像は、いずれも像高約 60 cm ほどで、サクラ材の一木造りの構造でございます。漆箔及び古色仕上げとなっております。両脚部材や表面の仕上げ等が後補でありまして、像の印象をかなり損ねておりますが、おっとりした面貌や一木造りの構造などから、頭部体部の主要部分は平安時代後期、12 世紀頃の制作とみられます。14 頁、15 頁に図版が載っております。

この両像の付属品である光背台座の残片が伝えられており、それらを一括して木造光背台座残片として附いたしました。9 頁に附光背台座残片の内容がございますが、特に重要なのは光背一面、10 頁の方形台座一個と、蓮華その 1、蓮華その 2 でございます。これらが重要なものです。

光背と蓮華その 1・その 2 は、この薬師如来・阿弥陀如来に附属していたものとみられます。15 頁の光背と蓮華その 1 がありますが、台座を組み合わせるとお像を座らせたのが上の図でございます。大きさはぴたり合いますのでまさにセットであるものと思われれます。

そして一括のうち、光背と方形台座に福德寺の歴史を語る銘文があります。銘文は 10 頁にございますが、いずれも嘉吉 4 年 1444 年 3 月 3 日付けの銘文でありまして、おそらく彩色の修理銘かと思われれます。

特に興味深いのは方形台座の銘文で、この御堂の立ちはじめを「平地二年」と記してあります。この平地二年の字が違うのですが、これが平安時代 12 世紀の平治 2 年ということになりますと西暦 1160 年です。これによりますと当寺の創建が示唆されることとなります。さらにこの年次は薬師如来・阿弥陀如来両像の制作年代として矛盾がないものであります。そうなりますとこの両像こそ当寺の創建期を物語る遺品ということでありまして、その意義はきわめて高いものであります。

この両像は鎌倉期の建立とされます本堂の本尊として、当寺創建期の歴史を伝える作例とみられ、堂宇ともに当寺の歴史を語る貴重な資料といえます。

先ほども申し上げましたが、両像とも補修が多く美術としては高い評価をするのは難

しいのですが、平治2年(1160年)という制作年代の目処が付けられることは、基準的となる作例となりうるという意味で彫刻史に極めて貴重であります。

更に付け加えるなら、その修理を行ったのがこの南信地方での活動が知られる近世仏師、飯田の井出仏師が当たっていることも歴史資料として貴重であります。

指定理由及び根拠は、(1)指定基準 第1 長野県宝の指定基準

(1) 絵画及び彫刻 イ 歴史上特に意義のある資料となるもの

(8) 他の有形文化財と一体となって価値を有するもの

(2) 指定理由

福德寺本堂(薬師堂、国指定)の本尊薬師如来坐像と阿弥陀如来坐像である。いずれもサクラとみられる材による一木造りの像で、おっとりした顔つきや平板な体躯が特徴的である。たいへん素朴な地方的造形で、なおかつ後補部が多いのが惜しまれるが、その穏やかな作風から平安時代後期12世紀の作と推定される。この両像所用とみられる附指定の光背台座残片の一部には、嘉吉四年(1444年)の修理墨書銘があり、その中で平治2年(1160年)の当寺創建が示唆されるが、この年次は両像の造立年代として不都合はなく、両像は当寺の創建を証する作例である可能性が高い。14世紀頃の建立とみられる堂宇とともに、当時の歴史を語る資料としての意義が評価される。また両像はその造立年代に目処が付けられ、当地における基準的作例となりうる点が美術史的に評価される。大鹿村に伝わる一連の神像群の制作年代を公証する上で重要な資料となる。さらに両像の修理に飯田の井出仏師が当たっており、南信地方に広くその活動が知られる近世仏師の動向を知りうる点でも貴重である。以上の点から両像を県宝に指定し、併せて光背台座残片を附として保存することが望ましい。

以上でございます。

後藤会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

これについても、保管状況と公開状況についてお聞きしたいのですが。

武笠委員

保管状況は堂の管理が国指定物件でありしっかりしております。御堂の中に薬師様と阿弥陀様が並んでおりまして、こちらは大丈夫でございますが、光背台座残片のほうは大きな箱の中にガラッと入っておりまして、一個でもなくなってしまうと分からなくなってしまう状況ですので、これが不安といえれば不安な点です。

公開は確認していないのですが、お願いすれば見せて頂けるのかどうか、事務局でどうでしょうか。

事務局

大鹿村の教育委員会にお願いすれば見せて頂けます。

後藤会長

そういうことであれば、光背については今後県で指導していただいて、公開・保管が

よくなるようにぜひお願いしたいと思います。

ほかにご意見ご質問等ありますか。

(質問なし)

それではご意見ご質問がないようですので、本件を長野県宝に指定することが適当である旨答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県宝に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

次に、「南相木村の山の神奉斎品」について、ご審議をお願いします。
この案件につきまして、桐原委員に説明をお願いいたします。

桐原委員

資料と写真は、資料1の17頁から33頁までと、資料2に計測表と実測図がございます。

読み上げさせていただきます。

名称ですが、諮問の時と変わりが、南相木村の山の神奉斎品942点であります。

先ず、現状の環境であります。南相木村は東西20km、南北5kmの細長い谷地形で、真ん中をいわゆる相木川が流れております。総面積の91%が山林原野の山村で、川の最上流には三川集落が存在してありまして、明治までの戸数は10数戸で、田はなく全戸が杉などの山仕事に従事していた。名字はほとんどが菊池姓で占められていた。

次は山の神信仰についてです。

南佐久郡60か村に祀られている山の神は、明治12年に21社、そのうち南相木村には5社が鎮まっている。しかもその他に書類には載っておりませんが3社ございます。

山の神の祭祀は山仕事の従事者が当たるが、三川では各家で祀っていた。山の神への畏敬の念はとても強いものがあります。

3として、御陵山でございます。御陵山とかいてオミハカヤマと読みます。南の川上村との境をなす御陵山(標高1822.4m)の山頂には盤古社が祀られております。この山を南相木村で望めるのは三川集落だけで、同社の祭祀は専ら三川集落によって営まれている。平成4年には山頂まで行くのはたいへんだということで下に里宮が出来ました。お祭りは5月3日です。

山の神の祭りとともにこの御陵山は雨乞いの験ありとして、湯水期には三川のみならず全村を挙げて祈願に赴くということであります。祠の中にある剣形奉斎品は雨乞い神事の際に持ち出されたとの伝聞もあります。享和元年の『南相木村入用夫銭帳』には神事に係る記述がございます。

4として、山の神奉斎品でございます。

三川では御陵山の盤古社の他にオヤシキと板小屋、下平に設けられた御陵山の里宮で山の神を祀っております。いろいろな奉斎品が納められており、点数は942点。主体は鉄で作られた、剣形、薙鎌、刀形、この他に、弓、矢、筒形、円板、釘、鈴、鏡、鳥居、幣束と棟札であります。剣形や薙鎌の形状ですが図をご覧ください。

奉斎品の年次であります。紀年銘からする奉斎品の上限は、享和2年、下限は昭和18年で、この他に現存はしないけれども「天保 年三川菊池 」がありました。郷名を刻したものに三川が12,日向3,田屋1とあります。これらの鉄製奉斎品は村内居住の鍛冶職の手になったものとされており、鍛冶職は三川が元で栗生、加佐、和田にも広がっております。現在はいずれも廃されており仔細を伺うことはできない状況でございます。

指定理由及び根拠は、(1)指定基準、第3、長野県有形文化財の指定基準(6)で、指定理由ですが、山村の生活と密接に結びつく山の神祭祀は、一世紀以前にあってはごく日常の行事であった。しかし現在、そのことを物語る資料は山の神への奉斎品しか存在しない。南相木村は典型的な山村の一つで、殊にも相木川最上流に存する三川集落は今においても山の神社の祭りを怠らず、神祠には近世からの奉斎品が散佚することなく納められている。

現在、かかる状態がみられることは、希有なことと言わざるを得ない。紀年銘から奉斎品は19世紀を遡り得ないが、墓石等からする三川集落の成立は寛文・延宝頃なので、山の神への奉斎は17世紀後半には行われていたと思われる。

山の神奉斎品の特徴は、社格のある神社の神宝・所蔵品、具体的には諏訪神社関係の奉斎品であります。それと比べると形態の変化が乏しく、且つ遅いということで、諏訪神社に比べれば、御陵山の薙鎌は中世の山岳信仰遺跡出土のものや、天正18年に諏訪神社に奉納された諏訪新六郎薙鎌と同形品、或いは僅かに丈を伸ばした品が80%を占めて存在している。停滞的とも受け取れるあり方こそ、山村における信仰の実態を如実に現しているともいえる。南相木村の山の神奉斎品は一集落の信仰資料にとどまることなく、近世山村における良好な信仰資料としての価値を有していると存じます。

保存及び活用ですが、現在は資料の散佚をおそれて村教育委員会に保管公開されていきます。御陵山の奉斎品はクリーニングされているが、鉄製品であってみれば錆止めの処置が必要である。

文献は、小柳義男の「薙鎌と山の神」のレポートと帝京大学山梨文化財研究所研究報告12に載っております。

以上であります。

後藤会長

ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、質疑等がございましたら順次発言をお願いします。

確認ですが、これは有形民俗文化財ということですね。

桐原委員

はい

後藤会長

ありがとうございます。

ご意見ご質問等ありますでしょうか。

今、公開はどの場所でどの程度おこなわれているのですか。

桐原委員

教育委員会ですので、(村の)公民館で展示されております。

後藤会長

ほかに、ご意見ご質問等ありますでしょうか。

(質問なし)

ありませんようですので、本件を長野県有形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、長野県有形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申することに決定します。

以上で本日答申を行う案件の審議を終了します。事務局から各委員に答申案を配布して下さい。

それでは答申案を事務局で朗読して下さい。

酒井文化財係長

20文審第2号平成20年2008年9月4日付け、長野県教育委員会宛、長野県文化財保護審議会会長名でございます。

長野県宝等への指定について(答申)

下記に掲げる文化財を長野県宝及び長野県有形民俗文化財に指定することが適当である旨答申します。

1 長野県宝に指定する文化財

名称 木造観音菩薩立像・地蔵菩薩立像2躯、所在地 上伊那郡箕輪町東箕輪4307無量寺、所有者の住所及び氏名又は名称、同様でございます。

次に、名称 木造薬師如来坐像・阿弥陀如来坐像2躯、附木造光背台座残片一括でございます。所在地は、下伊那郡大鹿村大字大河原上蔵2004福德寺、所有者の住所及び氏名又は名称は、大鹿村でございます。

2 長野県有形民俗文化財に指定する文化財

名称 南相木村山の神奉斎品942点、所在地は南佐久郡南相木村4435南相木村教育委員会、所有者は南相木村。

以上でございます。

後藤会長

答申案について何か意見ございますか。

一点、木造光背台座残片の員数は、(光背台座残片を含めず)一括でよいのではないのでしょうか。

武笠委員

それでよいと思います。また、福德寺の字が間違っております。

後藤会長

それでは、以上2点について訂正をお願いします。

ほかにご意見ございますか。

それでは、答申書を交付致します。

(後藤会長が長澤文化財・生涯学習課長に答申書を手渡す)

(3) 長野県宝等の諮問案件について

後藤会長

続きまして、新たな案件の諮問を受けたいと思います。

(長澤文化財・生涯学習課長が、後藤会長に諮問書を手渡す)

それでは、事務局から諮問書の説明をお願いします。

酒井文化財係長

諮問書についてご説明いたします。

(諮問書写しを配布)

ただ今、委員各位にお配り致しました諮問書に記載の文化財につきましては、8月7日開催の長野県教育委員会定例会におきまして、長野県文化財保護審議会に諮問することが決定されたものでございます。

内容は、長野県宝に指定予定2件、長野県無形民俗文化財指定予定1件、長野県名勝指定予定1件、計4件でございます。

お手元に配布済みの審議会資料1に概要を記載しておりますので、先ずその35頁をお開き下さい。

先ず長野県宝指定予定の牛方宿、主屋・土蔵2棟でございます。

所在地は北安曇郡小谷村大字千国乙840番地、所有者は小谷村、構造形式及び諮問理由は記載のとおりでございます。次の37頁には写真、38頁には位置図を掲載しております。

次に39頁をご覧下さい。同じく長野県宝に指定予定の、金剛力士像2躯でございます。所在地は長野県佐久市田口2553番地1、所有者は宗教法人上宮寺で、諮問理由につきましては記載のとおりでございます。

41頁に写真、42頁に位置図を掲載しております。

次に43頁をご覧下さい。

長野県無形民俗文化財に指定予定の穂高神社のお船祭りの習俗でございます。所在地は長野県安曇野市穂高6079穂高神社内、保存団体は同穂高神社内の穂高人形・御船祭保存会でございます。諮問理由は記載のとおりでございます。45頁には写真、46頁

には穂高神社の位置図を掲載しております。

次に47頁をご覧ください。

長野県名勝に指定予定の山口家庭園でございます。所在地は長野県安曇野市堀金烏川70-1、所有者は山口裕氏でございます。諮問理由は記載のとおりでございます。49頁には写真、50頁には山口家庭園の位置図を掲載しております。

以上、4件につきまして諮問が行われました。ご審議よろしく申し上げます。

後藤会長

ただ今諮問が行われました4件につきましては、本日専門部会で話し合いがなされまして、一部名称等の訂正等がございますが、それを含めまして今後委員による調査を実施し次回以降の審議会において審議して頂く案件でございます。

提案理由につきまして質疑等ございましたら順次発言をお願いします。

私から一点、山口家庭園の書院について、現状は何かの指定になっておりますか？

亀山委員

なっておりません。といいますのは一度かなり大きな改修をしてしまいまして、半分以上は原形を留めていますが原形を留めていない部分もあり、建築としては指定はされておられません。

後藤会長

ありがとうございます。その他ご意見ご質問ありますでしょうか。

(質問なし)

それでは、諮問された4件につきましては、担当委員の調査が済み次第、次回以降の審議会で審議を行うことにいたします。

次に「その他」といたしまして何かございますか。事務局から何かございますか。

(その他なし)

それでは以上で本日の議事はすべて終了いたしました。

委員の皆様の御協力に感謝申し上げます。

(議長退任)

6 閉 会

酒井係長

ご審議ありがとうございました。

ここで、長澤文化財・生涯学習課長から御礼のご挨拶を申し上げます。

長澤文化財・生涯学習課長

教育委員会文化財・生涯学習課長の長澤でございます。

本日のご審議につきまして、一言御礼を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、本日、長野県宝等の指定につきまして、長時間にわたり慎重かつご熱心なご審議を賜りました、大変ありがとうございました、心より感謝を申し上げたいと思います。

本日答申をいただきました、「観音菩薩立像、地蔵菩薩立像」、「木造薬師如来坐像、阿弥陀如来坐像 附木造光背台座残片」及び「南相木村の山の神奉齋品」につきましては、10月に開催されます教育委員会定例会におきまして指定決定されますよう、上程に向けた所定の手続きを今後進めさせて頂きます。その後は、県文化財として適切に保存されるよう努めてまいる所存でございます。

また、本日、審議会に諮問をいたしました案件を担当されます委員さんにおかれましては、お忙しいところではございますが、調査につきましてよろしくお願いいたします。

さて、当審議会委員の皆様の任期でございますが、平成20年9月19日をもちまして満了となります。

長野県文化財保護審議会委員は、文化財保護条例に基づきまして「県教育委員会が任命する」と規定されており、私ども教育委員会事務局といたしましては、9月9日開催予定の教育委員会の定例会におきまして、現在の委員の皆様全員の方を継続して、文化財保護審議会委員にお願いしたいと考えております。

大変お忙しいところとは思いますが、委員の皆様におかれましては、引き続きご就任いただけますようお願い申し上げます。また、今後とも長野県の文化財保護行政に、格段の御指導、御鞭撻を賜りますよう、この場をお借りしましてよろしくお願いしたいと思います。

本日は、誠にありがとうございました。

酒井係長

以上を持ちまして、平成20年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会致します。ありがとうございました。

平成20年9月4日

議事録署名委員 井原 今朝男

議事録署名委員 桐原 健